

◆◆◆ 【所在地での不在者投票について】 ◆◆◆

阿南町の選挙人名簿に登録されている方が、仕事（学業）等で町外に滞在している場合、阿南町選挙管理委員会に投票用紙を請求して、阿南町以外の最寄りの市町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。（県外の市区町村でも可。）

対象となる選挙

令和8年4月26日執行 阿南町長選挙・阿南町議会議員補欠選挙

投票手順

1 投票用紙等の請求について

「不在者投票宣誓書兼請求書」に正確に必要な事項を記入し、①又は②の方法で投票用紙を請求してください。

- ①入場券または、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等の写し）を添えて、直接阿南町選挙管理委員会事務局（阿南町役場内）へお持ちいただくか、郵送で投票用紙等を請求してください。

請求先

〒399-1511

長野県下伊那郡阿南町東條58番地1

阿南町役場内 阿南町選挙管理委員会事務局（TEL0260-22-2141 Fax0260-22-2576）

※選挙期日の告示日前でも請求できます。

2 投票用紙等が届いた後の注意点と最寄りの市区町村での投票について

《お届けする書類》

- ・投票用紙（町長選、町議補選 各1枚）
- ・不在者投票用紙内・外封筒（町長選、町議補選 各1枚）
- ・不在者投票証明書入り封筒
- ・候補者選挙公報
- ・返信用レターパックプラス

以上の書類を告示日（4月21日）の翌日以降「選挙事務」と押印した封書でお送りします。（この時点では投票用紙には何も記載しないでください。）

この時点で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書入り封筒を開封すると不在者

投票ができなくなりますのでご注意ください。お届けした「選挙事務」と押された封書一式をお持ちの上、4月24日までの午前8時30分から午後5時の間※に、最寄りの市区町村の選挙管理委員会へお出かけいただき、選挙管理委員会の指示により投票してください。

※投票できる期間、場所、時間が異なる場合がございます。事前に最寄りの市区町村の選挙管理委員会へお尋ねください。

3 投票用紙等の返送について

不在者投票手続きの済んだ投票用紙等は投票した最寄りの市区町村の選挙管理委員会がお預かりし、阿南町選挙管理委員会へ返送してくれますので、返信用レターパックを併せてお渡してください。

注意事項

投票が済んで返送された投票用紙は、投票日（4月26日）の投票所閉鎖時刻（午後7時）までに、阿南町の投票所に到着しなければなりません。現在、郵送物の土日の配達はございませんので、速達扱いの「返信用レターパック」をご利用ください。

郵送には日数がかかりますので、投票用紙の請求や投票の手続きはお早めにお願ひします。（お住まいが遠方となるほどに数はかかります。）

なお、投票用紙等受領後、ご都合により投票できなかった場合は、必ずその投票用紙等を阿南町選挙管理委員会事務局まで返送してください。

※ご不明な点等ございましたら、ご面倒でも下記担当までご連絡ください。

阿南町選挙管理委員会事務局 担当 佐々木 電話：0260-22-2141 FAX：0260-22-2576
--

【不在者投票（所在地用）】

不在者投票宣誓書兼請求書

私は、令和8年4月26日執行の阿南町長選挙・阿南町議会議員補欠選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

ここに真実に相違ないことを宣誓し、投票用紙等を請求します。

阿南町選挙管理委員会委員長 宛

※太枠内にボールペン等で必要事項を記入してください。

請求日	令和 8 年 4 月 日		
送付先住所 連絡先等	郵便番号	〒 —	
	住所		
	電話	— —	
名簿登録地 (阿南町の住所)	下伊那郡阿南町		
氏名・生年月日	(氏名)		(生年月日)
			大・昭・平 年 月 日生
不在者投票事由 (いずれか一つに○)	1 仕事・学業・冠婚葬祭		
	2 旅行・外出など		
	3 疾病・負傷・出産など		
	4 他市区町村に居住		
	5 天災、悪天候		

※1 請求は、選挙管理委員会へ直接持参するか郵送してください。

※2 不明な点がございましたら、阿南町選挙管理委員会へお問い合わせください。

----- (これより下欄は、選挙管理委員会が記載します。) -----

受付日	受付番号	投票区	名簿番号	本人確認書類	確認者
			—	運転免許証・健康保険証 その他()	